

令和２年度ベビーシッター派遣事業の特例措置における

割引券使用の注意事項(令和２年１２月８日付)

令和２年１２月４日付にて、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和２年度における取扱い等について」の一部改正を受け、令和２年１２月１８日以降で特例措置による割引券の使用について、以下のように条件が変更となりますので、取扱事業者は対応するベビーシッターに向けて、承認事業主は割引券を使用する労働者に向けて周知徹底をお願いします。

1. １２月１８日以降に特例措置により割引券を使用する場合には、割引券の裏面にある事由欄への記載に加え、事由の内容を証明する文書の写しの提出が必要になります。
2. 事由の内容を証明する文書の写しは、１２月１８日以降で最初に割引券を使用する際に取扱事業者に提出してください。
3. 以降、事由の内容を証明する文書の写しの提出は、原則として毎月の月初の割引券使用時としますが、書類に変更がない場合は再提出を省略できます。その際には取扱事業者に申し出てください。
4. 事由の内容を証明する文書の写しの提出がない場合、事由の内容がすでに効力を失っている場合には、特例措置として割引券を使用することはできません。
5. 取扱事業者は、特例措置により割引券を使用する利用者から事由の内容を証明する文書の写しの提出を受けた場合には、これを保管するとともに、毎月１０日の精算ごとに精算内訳にコピーを添付して協会に提出してください。
6. 取扱事業者は、月初の割引券使用時に利用者から事由の内容を証明する文書の写しに変更があるか確認し、変更がある場合には再提出を依頼してください。書類の再提出がない場合には、特例措置として割引券を使用することはできません。

7. なお、特例措置における「登園自粛要請」の取扱いについては、内閣府企業主導型保育事業等担当室長事務連絡(令和2年12月8日付)により、定義されていますので、今後の利用についての周知を お願いします。